

石巻市立病院物品管理及び消毒滅菌業務仕様書

1 業務目的

石巻市立病院（以下「病院」という。）における物品管理及び消毒滅菌業務を専門的知識と経験を有する業者に委託し、以下の事項を実現することを目的とする。

(1) 物品管理業務

診療材料等の物流を、中央で集中的に一元管理することで欠品、過剰在庫、死蔵在庫及び保険請求漏れの防止等の物品管理の適正化を図ること。

(2) 消毒滅菌業務

院内で手術、治療等に使用する再生滅菌物の検品から洗浄、消毒、滅菌、供給、回収までの業務及び再生滅菌物の定期的な定数管理により、医療及び看護行為の安全性を確保し、効果的な運営を行うこと。

2 履行期間

(1) 開院準備業務

平成28年8月1日から8月31日まで

(2) 開院後の業務

平成28年9月1日から平成31年8月31日まで

3 履行場所

(1) 名称

石巻市立病院

(2) 所在地（住所）

宮城県石巻市穀町15番1号

4 施設概要

施設配置の詳細は、「参考資料1 石巻市立病院平面図」、「参考資料2 中央材料室詳細平面図及び設備一覧」を参照すること。

なお、参考資料1及び参考資料2は、平成28年4月20日のものであり、今後変更となる場合がある。

(1) 施設概要

ア 地上7階、塔屋2階（免震構造）

イ 敷地面積： 9,393.85 m²

ウ 建築面積： 4,718.02 m²

エ 延床面積： 23,932.07 m²

- (2) 許可病床数
180床
- 内訳：一般140床（一般40床×3病棟、緩和20床×1病棟）
療養 40床（療養40床×1病棟）
- (3) 診療科目
内科、外科、整形外科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科
- (4) 想定業務量
想定業務量は、次のとおりとする。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
外来患者数	199.1人/日	234.0人/日	252.0人/日	252.0人/日
入院患者数	123.0人/日	148.0人/日	155.0人/日	155.0人/日
手術件数	255.0件/年	540.0件/年	574.0件/年	574.0件/年

5 業務概要

(1) 開院準備業務

平成28年8月1日から病院開院までの期間において新病院の開院準備業務を行うこと。業務の詳細は「別添1 開院準備業務」のとおりとする。

(2) 物品管理業務

ア 物品管理

(ア) 診療材料（輸液セット、縫合糸、カテーテル等）、衛生材料等の約3,000品目を管理する。

(イ) 上記(ア)に示す物品の購買管理、供給管理、在庫管理、データ管理を行う。業務の詳細は「別添2 物品管理仕様」のとおりとする。

イ 物品搬送

診療材料、衛生材料、事務日用品、医薬品（麻薬、向精神薬及び血液製剤を除く。）及び再生滅菌物等の院内搬送を行う。業務の詳細は「別添3 物品搬送仕様」のとおりとする。

(3) 消毒滅菌業務

ア 病棟、外来、手術室等で使用する再生滅菌物の仕分、洗浄、消毒、組立、滅菌、保管、供給、回収等の業務を行う。業務の詳細は「別添4 消毒滅菌業務仕様」のとおりとする。

イ 消毒滅菌業務の実施に当たり医療法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守し、適正に業務を実施すること。

6 業務時間

本委託業務の業務時間は、以下のとおりとする。ただし、石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する日（以下「休日」という。）

が3日以上連続する場合は、石巻市（以下「発注者」という。）と協議し、事前に病院に通知の上、診療業務に支障のないようにすること。

また、指定業務時間外においても発注者が要請する場合は、発注者と協議の上、柔軟な対応を行うこと。

業務項目	業務時間
物品管理業務	平日の午前8時30分から午後5時まで
消毒滅菌業務	平日の午前8時30分から午後6時まで

※平日とは、石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する日を除く日。（以下「平日」という。）

7 業務体制

本委託業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、本委託業務に従事する受注業者社員（以下「従事者」という。）の名簿を発注者に提出し、以下のとおり行わなければならない。

また、従事者を変更する際は、事前に発注者へ十分な説明を行った上で同様の措置を行うこと。

(1) 総括責任者の配置

ア 従事者の人事、労務管理、研修、訓練及び健康管理、業務の遂行管理、施設設備の衛生管理等のほか、特別な委託事項の処理等の業務を行い、業務遂行に関し発注者との連絡調整に当たる者を総括責任者として選任すること。

イ 総括責任者を配置して全体の業務管理を行わせることにより、物品管理業務及び消毒滅菌業務の連携を図ること。

ウ 総括責任者は、本委託業務に関する十分な知識を有し、物品管理業務又は消毒滅菌業務について5年以上の実務経験を有する者又は1年以上の総括責任者等の実務経験を有する者を配置すること。

エ 総括責任者は、平日の午前8時30分から午後5時までは病院内に常駐すること。
また、総括責任者が不在の場合に業務を代行する者として責任者と同等の能力を有する副責任者を選任し、あらかじめ発注者に届出を行うこと。

オ 総括責任者は、次の(2)の現場責任者を1つ兼務することができるものとする。

(2) 現場責任者の配置

ア 物品管理業務及び消毒滅菌業務に対し、1名ずつ現場責任者を配置すること。

イ 物品管理業務現場責任者は、本委託業務に関する十分な知識を有し、かつ180床以上の病床数を有する医療機関における物品供給管理業務について5年以上の実務経験を有する者又は1年以上の業務責任者等（リーダー等）の実務経験を有する者を配置すること。

ウ 消毒滅菌業務現場責任者は、一般社団法人日本滅菌業協会主催の「滅菌消毒業務受託責任者研修講習会」を受講し終了した者若しくは同程度の知識、技術を有する者を配置すること。

(3) 従事者の配置

ア 業務遂行上支障を来さないように常に業務量を勘案し、各々が従事する業務内容に習熟した従事者を適当数配置すること。

イ 消毒滅菌業務に3年以上従事した経験と消毒滅菌業務に関する知識を有する者で「第一種圧力容器取扱作業主任者」の資格を持つ者を従事者に必ず含めること。

ウ 従事者が欠勤する場合、本委託業務に支障を来さないよう速やかに人員の手配及び補充を行うこと。

(4) 従事者の管理

ア 身分の明確化

本委託業務を遂行するのに適した統一された清潔な服装及び従事者の写真付きの名札を着用すること。

イ 労働安全衛生

(ア) 従事者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）に配慮し、安定した状態で業務に専念できるよう十分に支援すること。

なお、労働安全衛生規則に基づく定期健康診断を実施し、受診状況を速やかに提出すること。ただし、新規採用者については、採用時に提出するものとする。

(イ) 滅菌業務に従事する者は感染防止のため必要な予防接種（B型肝炎、インフルエンザ等）を受けるとともに、B型肝炎ウィルスの検査を年1回以上行い、業務にあたらせること。

(5) 研修、教育体制について

病院の運営上支障を来さないように従事者の研修及び教育を十分に行うこと。

8 業務報告等

受注者は、以下のとおり業務報告を行うこと。

(1) 毎日の業務終了後、業務日誌に必要な事項を記入し、現場責任者を經由して発注者に提出すること。

なお、業務日誌の様式については、発注者の承認を得たものを使用すること。

(2) 発注者へ月1回の業務報告書による定期報告のほか、必要な都度、業務の進捗状況等の報告を行うこと。

(3) 従事者に対して院内外で実施した研修等について、随時、参加者及び研修内容等を明記した報告書を提出すること。

(4) 事故発生時について、速やかに事故発生等報告書を作成し、発注者に報告すること。

9 標準作業書の常備

受注者は、各業務の適正化及び標準化を図るための標準作業書を発注者と協議し、作成すること。標準作業書は、常備の上、従事者に周知し、業務の効率化を図ること。

なお、標準作業書は、病院機能評価（公益財団法人日本医療機能評価機構）の最新版に対応した内容を整備すること。

10 施設管理

受注者は、以下のとおり施設管理を行うこと。

- (1) 本委託業務に係る環境の清潔維持に努め、常に良好な状態を保つよう努めること。
- (2) 借用した鍵は慎重に取り扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限って使用し、確実な施錠を行う。

また、不必要な照明の消灯等、エネルギー節約に努めること。

- (3) 建物及び設備等の破損、異常等の発見、事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ報告すること。

なお、受注者の責めに帰する理由により修理の必要が生じたときは、発注者と協議の上、修理を行うこと。

11 緊急時、災害時等の対応

受注者は、病院が作成した危機管理に関する方針等を踏まえ、事故発生時や災害時等を想定した危機管理計画を策定し、発注者の承認を得ること。

12 契約の解除

発注者は、受注者が本仕様書に記載されている事項を誠実に履行しないと認めた場合は、契約期間中であっても契約を解除できる。

13 業務の引継ぎ

受注者は、この業務を契約期間の終了後、継続して受託しない、又は契約期間中に受託できなくなった場合は、新たに受託したものに対し、業務が円滑にできるように引継ぎを行わなければならない。引継期間は発注者と受注者との協議によって定めるものとする。

なお、これに係る費用はそれぞれの受注者が負担する。

1.4 費用負担区分

本委託業務に係る費用負担区分は、次の表のとおりとし、その他定めのない項目については、発注者と協議の上、決定する。

費用項目	発注者	受注者
診療材料、衛生材料費	○	
再生滅菌物費（鋼製小物等）	○	
労務費（福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む。）		○
被服費（受注者のユニフォーム等）		○
光熱水費（水道費、電気料金、ガス料金等）	○	
通信費（電話料金等）	○	
物品管理業務に関わる情報システム整備、維持管理費	○	
滅菌業務に関わる設備整備、維持管理費（オートクレーブ等）	○	
物品管理業務に関わる備品費（搬送用カート等）	○	
滅菌業務に関わる備品費（搬送用カート、コンテナ等）	○	
物品管理業務に関わる消耗品費（バーコードラベル等）	○	
滅菌業務に関わる消耗品費（薬品、滅菌バック、インジケータ等）	○	
業務遂行上必要な什器、備品費（事務関連備品、ロッカー等）	○	
業務遂行上必要な諸帳票類（日月報、その他報告書等）		○
業務遂行上必要な消耗品費（事務日用品等）		○

1.5 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を発注者が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署

長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。

- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（発注者が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当課長と協議を行うこと。
- (8) 発注者は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

1 6 その他

受注者は、以下のことに留意して業務を行うこと。

- (1) 新規に従業員を採用する場合は、可能な限り地元採用を図ること。
- (2) 本委託業務を履行するに当たっては、患者に医療サービスを提供する病院の一員であることを認識し、身だしなみや言葉遣いには十分留意すること。
また、問題等が発生した場合は、主観的な判断で処理することなく、その都度、現場責任者を經由して発注者と協議し処理すること。
- (3) 厚生労働省及び関連省庁、宮城県並びに石巻市の取り決める関連法規、規制等を厳守するとともに病院が定める規定に従うこと。
- (4) 現場責任者及び従事者のための駐車場は、受注者において確保すること。
- (5) その他本仕様書に記載のない項目については、発注者と協議の上、対応方法を決定するものとする。